

# 『熊本県地場企業産業支援サービス業等立地促進補助金』

## 補助対象企業

- 県内に本社を有する企業（誘致企業を除く）が行う産業支援サービス業務施設及び広域的業務拠点施設の新増設のうち、県が事前に認定したもの

## 補助要件

- 県民の新規常用雇用者数
  - ①産業支援サービス業務施設：10人以上（人口減少市町村（※1）に立地する場合：5人以上）
  - ②広域的業務拠点施設：50人以上（人口減少市町村に立地する場合：5人以上）
- （※1）人口減少市町村…熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町を除く市町村
- 認定から3年以内（建物の新設の場合は認定から5年以内）に、上記の要件を満たして操業開始すること

## 補助対象経費及び補助額（補助額は、以下のA～Dの合計。いずれも認定日の翌日以降の分が対象）

- 補助限度額 ①産業支援サービス業務施設：1.5億円 ②広域的業務拠点施設：5億円

### A 設備投資に 係る補助

#### ◆投下固定資産額（※2）及び投下リース資産額（※3）の合計×10%

- ・ただし、誘致推進市町村（※4）に立地する場合は補助率1/3
- ・また、人口減少市町村以外の市町に立地する場合は、投資額合計が1,000万円以上の場合のみ補助
- （※2）地方税法第341条に規定する固定資産の取得額（建物、機械設備、ただし、土地に係るものを除く）
- （※3）法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引により導入するリース資産の取得価格
- （※4）県南地域等において、企業誘致に関する補助金などの支援制度を有する市町村

### B 賃借料に 係る補助

#### ◆事業所の年間賃借料×1/2

- ・操業から4年間補助。3.3㎡当たり1.5万円を上限。1年間の補助額は1,500万円を上限

### C 通信回線に 係る補助

#### ◆事業の用に供する専用通信回線の年間使用料×1/2

- ・操業から4年間補助。クラウド使用料を含む。1年間の補助額は1,000万円を上限

### D 新規雇用に 係る補助

#### ◆<正社員>新規雇用者数×20万円     <非正規社員>新規雇用者数×10万円

- ・操業から3年間補助。
- ・過疎、離島及び半島地域に立地する場合、新規雇用者分の算定は上記の1.5倍

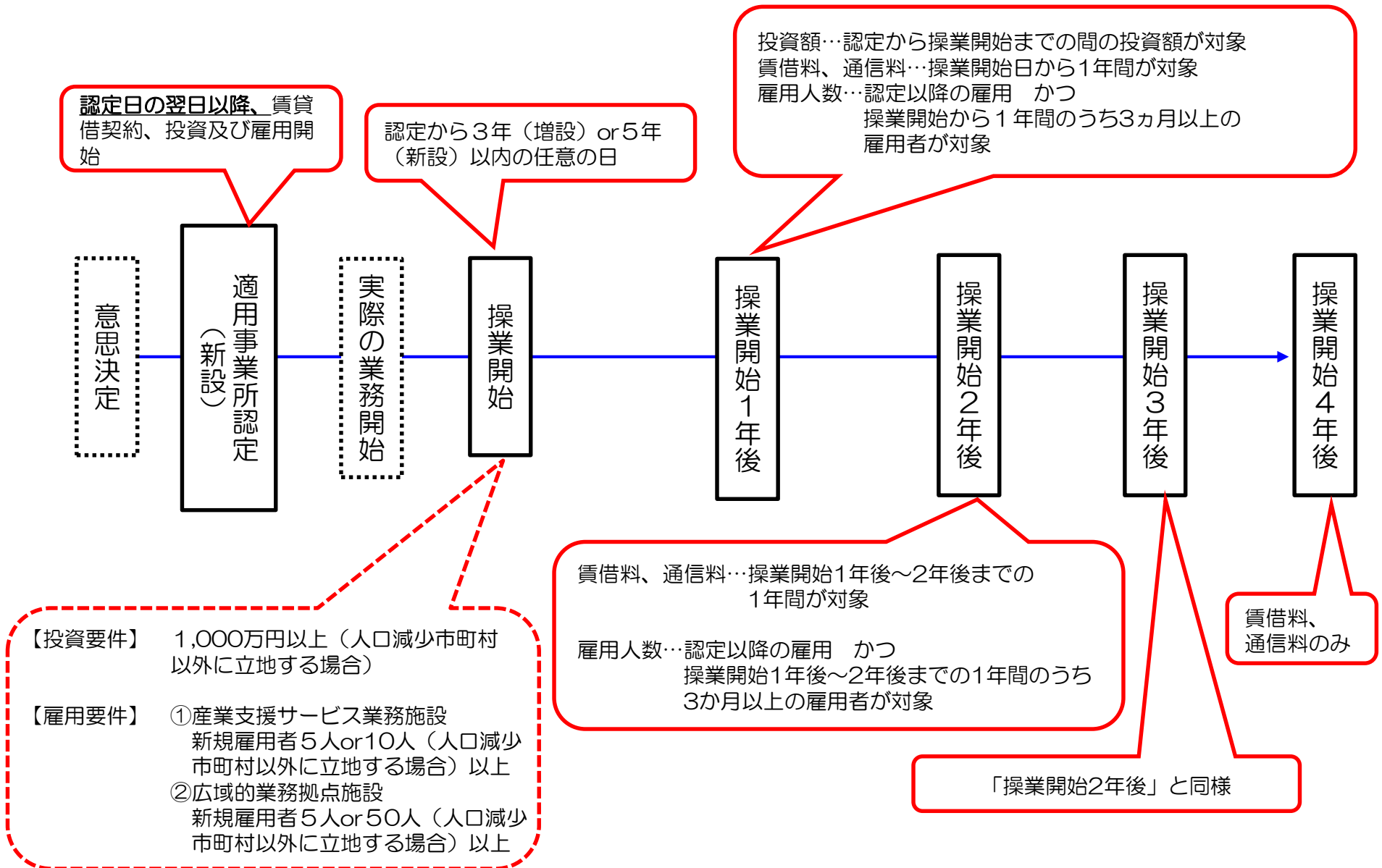
◆補助要件及び補助額等一覧◆

	項 目	人口減少市町村	誘致推進市町村 (※1) 八代市、人吉市 水俣市、宇城市 天草市、益城町 芦北町、錦町 水上村	熊本市、合志市、 大津町、菊陽町、 西原村、嘉島町
補助要件	県民の新規常用雇用者数	5人	5人	①産業支援サービス業務施設 10人 ②広域的業務拠点施設 50人
補助対象経費及び補助額	投下固定資産額及び投下リース資産額	1/10	1/3 ※市町村の補助額を上限とする。	1/10 ※投資額が1千万円以上となる場合のみ補助
	事業所の年間賃借額（4年間） ※3.3㎡あたり1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1,500万円を上限とする。			1/2
	事業の用に供する専用通信回線の年間使用料（4年間・クラウド使用料含む。） ※1年間の補助額は1,000万円を上限とする。			1/2
	新規雇用者数（3年間）※2			（正社員）新規雇用者数×20万円 （非正規社員）新規雇用者数×10万円
	認定から操業開始までの期限			3年（建物の新設を行う場合は5年）

※1 県南地域等において、企業誘致に関する補助金などの支援制度を有する市町村

※2 過疎、離島、半島地域に立地する場合：上記の1. 5倍

# 補助制度の考え方



# 補助金交付に係る事務フロー（例）

